

5 ごみ処理事業

5 ごみ処理事業

(1) ごみ搬入・処理実績及び運転状況

ア) 令和5年度ごみ搬入実績

津島市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	817,950	941,340	863,670	828,660	857,430	803,300	917,680	808,820	841,480	799,060	706,820	738,610	9,924,820
プラスチックごみ													
可燃性粗大ごみ	3,210	12,240	9,710	53,170	16,740	15,360	15,540	17,520	14,400	71,670	7,640	11,210	248,410
不燃ごみ	38,270	34,010	33,300	24,550	22,620	30,160	28,570	29,600	49,610	24,120	28,320	21,100	364,230
不燃性粗大ごみ	1,240	2,190	3,460	1,510	1,970	2,890	2,480	2,870	4,060	650	2,240	1,790	27,350
空ビン		3,010	2,390	2,080	2,760	2,810		2,600	3,040	3,320	3,260	1,880	27,150
蛍光管		420	1,290				430	1,040					3,180
廃乾電池				9,070					6,560				15,630
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	12,230	19,470	14,230	11,930	11,940	8,800	14,680	12,220	14,120	14,310	10,040	11,300	155,270
事業系ごみ	289,741	326,727	317,527	320,568	321,593	292,681	326,824	301,717	319,408	300,162	275,798	294,621	3,687,367
合計	1,162,641	1,339,407	1,245,577	1,251,538	1,235,053	1,156,001	1,306,204	1,176,387	1,252,678	1,213,292	1,034,118	1,080,511	14,453,407

愛西市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	788,400	926,620	838,840	877,770	819,030	764,330	919,690	835,760	774,140	771,890	708,020	670,950	9,695,440
プラスチックごみ	131,160	167,180	125,060	123,170	160,930	124,260	158,000	124,650	133,250	158,590	117,220	123,020	1,646,490
可燃性粗大ごみ	40,350	24,590	56,500	19,740	17,400	19,510	19,820	26,370	29,190	17,940	23,180	64,880	359,470
不燃ごみ	51,490	60,310	49,180	37,140	37,550	41,940	42,560	41,150	73,420	28,910	41,400	33,830	538,880
不燃性粗大ごみ	10,580	8,980	12,310	7,650	7,210	7,950	6,290	9,810	13,520	6,620	5,920	5,390	102,230
空ビン													
蛍光管	360	240	240	210	150	140	240	200	180	460	230	330	2,980
廃乾電池				9,480					7,610				17,090
小型廃家電							60				150		210
有料家庭系ごみ	2,520	1,380	1,620	310	870	620	1,170	1,950	2,200	1,210	1,460	3,450	18,760
事業系ごみ	195,534	211,244	214,010	205,937	225,564	206,756	188,649	201,777	194,303	176,390	164,064	203,230	2,387,458
合計	1,220,394	1,400,544	1,297,760	1,281,407	1,268,704	1,165,506	1,336,479	1,241,667	1,227,813	1,162,010	1,061,644	1,105,080	14,769,008

弥富市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	547,880	642,790	586,550	579,280	586,420	558,020	633,750	562,670	586,200	540,610	494,730	487,780	6,806,680
プラスチックごみ	91,790	104,980	104,810	95,510	102,910	99,310	102,650	95,350	113,500	98,910	90,230	96,010	1,195,960
可燃性粗大ごみ	15,970	16,020	14,100	29,010	10,830	13,440	14,560	37,760	24,020	15,260	28,750	13,190	232,910
不燃ごみ	29,440	23,270	28,550	20,410	20,150	27,360	23,260	24,300	41,320	24,770	21,630	12,680	297,140
不燃性粗大ごみ	8,500	8,260	9,060	9,430	6,280	9,090	5,720	7,400	11,780	6,290	5,810	6,910	94,530
空ビン		6,120		2,970		3,290	3,260		3,210	2,940	2,810		24,600
蛍光管	240	190	220	160	80	170	180	100	430	160		420	2,350
廃乾電池				3,510					3,190				6,700
小型廃家電	370				310			360		330			1,370
有料家庭系ごみ	2,550	4,210	4,110	2,370	2,730	4,020	3,120	1,650	3,920	1,280	2,480	4,390	36,830
事業系ごみ	229,886	249,058	235,482	245,641	248,366	232,836	245,104	235,887	265,241	216,888	214,344	205,127	2,823,860
合計	926,626	1,054,898	982,882	988,291	978,076	947,536	1,031,604	965,477	1,052,811	907,438	860,784	826,507	11,522,930

あま市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	675,330	777,150	712,020	665,640	726,540	696,600	767,870	669,500	717,480	663,960	568,750	619,200	8,260,040
プラスチックごみ	23,880	29,400	22,610	21,960	28,660	21,980	23,090	27,040	24,110	26,050	20,820	21,960	291,560
可燃性粗大ごみ	13,600	16,540	48,060	10,260	13,000	12,810	13,790	15,540	13,830	9,780	12,570	11,770	191,550
不燃ごみ	42,510	56,080	38,670	30,300	39,340	28,660	44,390	34,790	46,840	38,690	30,560	31,370	462,200
不燃性粗大ごみ	4,750	9,580	9,570	5,770	6,910	5,070	7,850	8,700	5,910	5,780	7,120	5,270	82,280
空ビン													
蛍光管		210	160	140	70		190	190	140	130	130		1,360
廃乾電池				7,920					7,990				15,910
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	660	680	1,930	1,390	1,000	1,130	860	480	1,080	1,500	1,520	1,830	14,060
事業系ごみ	100,250	113,299	130,101	120,378	110,710	122,441	130,091	117,666	117,092	102,214	88,651	95,347	1,348,240
合計	860,980	1,002,939	963,121	863,758	926,230	888,691	988,131	873,906	934,472	848,104	730,121	786,747	10,667,200

大治町

単位: kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
可燃ごみ	396,690	450,260	436,750	417,730	417,050	436,670	450,620	390,610	457,040	409,710	351,630	402,010	5,016,770
プラスチックごみ	52,180	64,770	48,760	46,760	60,720	47,230	50,000	59,210	52,120	62,700	45,770	47,320	637,540
可燃性粗大ごみ	6,480	5,710	6,320	5,640	6,130	5,400	5,860	5,870	8,270	4,000	4,000	5,060	68,740
不燃ごみ	25,470	25,490	17,790	22,820	17,820	24,170	21,680	20,720	34,790	18,340	15,920	22,350	267,360
不燃性粗大ごみ	7,250	4,020	3,990	5,070	3,890	4,370	4,070	3,740	5,890	2,660	4,060	3,620	52,630
空ビン	11,850	10,250	10,280	11,090	9,680	11,880	9,310	8,720	12,660	10,100	9,630	9,910	125,360
蛍光管	110	100	100	100	60		110		190	290	120		1,180
廃乾電池				4,510					2,880				7,390
小型廃家電			1,130						1,410			800	3,340
有料家庭系ごみ	2,070	1,460	950	770	290	2,450	760	270	370	610	1,430	1,860	13,290
事業系ごみ	84,049	100,113	98,852	102,545	106,556	105,190	110,007	92,901	96,610	87,815	76,135	88,445	1,149,218
合計	586,149	662,173	624,922	617,035	622,196	637,360	652,417	582,041	672,230	596,225	508,695	581,375	7,342,818

蟹江町

単位: kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
可燃ごみ	435,660	509,320	460,930	444,300	457,240	436,850	504,250	439,050	454,560	437,350	384,370	398,120	5,362,000
プラスチックごみ	78,140	77,200	64,140	70,260	75,500	69,410	66,370	70,760	75,780	71,810	60,270	71,560	851,200
可燃性粗大ごみ	11,940	14,700	24,330	14,470	15,080	21,360	15,280	18,370	14,950	9,990	6,800	14,270	181,540
不燃ごみ	23,010	26,770	21,150	19,700	19,140	18,880	19,110	20,260	24,680	19,780	15,220	19,480	247,180
不燃性粗大ごみ	2,170		2,250	1,950	2,040	1,240	1,080	2,280	2,540	1,080	870	2,690	20,190
空ビン													
蛍光管	270	240	370	100	150	160	90	290	620	160	120	320	2,890
廃乾電池				6,270					3,340				9,610
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	7,710	6,440	8,590	4,260	6,740	7,720	3,640	4,300	8,950	3,620	3,530	4,560	70,060
事業系ごみ	164,423	186,580	180,633	179,661	175,625	161,662	169,685	161,992	166,638	160,062	140,043	150,925	1,997,929
合計	723,323	821,250	762,393	740,971	751,515	717,282	779,505	717,302	752,058	703,852	611,223	661,925	8,742,599

飛島村

単位: kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
可燃ごみ	86,440	91,830	91,220	90,790	80,690	92,830	91,080	76,660	94,960	80,660	69,050	83,090	1,029,300
プラスチックごみ	13,200	16,550	12,230	11,920	16,060	12,930	13,860	15,990	15,400	14,810	12,150	12,200	167,300
可燃性粗大ごみ	10,820	4,360	6,340	4,890	5,370	15,430	4,920	3,680	9,540	2,240	31,270	9,500	108,360
不燃ごみ	3,180	3,370	2,650	2,930	3,320	2,430	3,480	2,750	4,090	2,850	2,590	2,830	36,470
不燃性粗大ごみ	730	410	830	570	650	670	700	460	1,690	690	750	800	8,950
空ビン													
蛍光管		270		140					170				580
廃乾電池				800					340				1,140
小型廃家電													
有料家庭系ごみ													
事業系ごみ	92,727	99,419	107,145	103,010	101,166	123,094	100,620	98,850	103,848	86,439	83,865	73,525	1,173,708
合計	207,097	216,209	220,415	215,050	207,256	247,384	214,660	198,390	230,038	187,689	199,675	181,945	2,525,808

上野センター

単位: kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
脱水汚泥	302,960	287,590	264,540	257,310	250,900	196,440	192,130	203,900	273,560	251,760	260,260	288,650	3,030,000

新開センター

単位: kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
し 渣	6,520	6,900	3,430	6,030	2,680	4,170	3,930	4,500	3,230	5,210	5,440	7,820	59,860

総合計

単位 : kg

種別	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	新開センター	上野センター	合計
可燃ごみ	9,924,820	9,695,440	6,806,680	8,260,040	5,016,770	5,362,000	1,029,300			46,095,050
プラスチックごみ		1,646,490	1,195,960	291,560	637,540	851,200	167,300			4,790,050
可燃性粗大ごみ	248,410	359,470	232,910	191,550	68,740	181,540	108,360			1,390,980
不燃ごみ	364,230	538,880	297,140	462,200	267,360	247,180	36,470			2,213,460
不燃性粗大ごみ	27,350	102,230	94,530	82,280	52,630	20,190	8,950			388,160
空ビン	27,150		24,600		125,360					177,110
蛍光管	3,180	2,980	2,350	1,360	1,180	2,890	580			14,520
廃乾電池	15,630	17,090	6,700	15,910	7,390	9,610	1,140			73,470
小型廃家電		210	1,370		3,340					4,920
脱水汚泥									3,030,000	3,030,000
し渣								59,860		59,860
有料家庭系ごみ	155,270	18,760	36,830	14,060	13,290	70,060				308,270
事業系ごみ	3,687,367	2,387,458	2,823,860	1,348,240	1,149,218	1,997,929	1,173,708			14,567,780
合計	14,453,407	14,769,008	11,522,930	10,667,200	7,342,818	8,742,599	2,525,808	59,860	3,030,000	73,113,630

イ) 令和 5 年度運転状況

令和 5 年度ごみ焼却状況

月	焼却時間 (H)			焼却量 (t)				受電量 (kWh)	発電量 (kWh)	送電量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計				
4	720	720		2,988.17	3,015.41		6,003.58		2,265,600	1,258,880	1,006,720
5	744	744		3,075.13	3,100.51		6,175.64		2,387,060	1,307,910	1,079,150
6	720	720		3,057.99	3,081.27		6,139.26		2,293,950	1,218,210	1,075,740
7	438	744	316	1,885.20	3,203.23	1,392.90	6,481.33		2,426,972	1,235,170	1,191,802
8		744	744		3,038.88	3,066.32	6,105.20	200	2,226,440	1,039,580	1,187,060
9		720	720		2,953.39	2,967.17	5,920.56		2,126,190	1,011,830	1,114,360
10	223	52	366	956.07	218.40	1,656.93	2,831.40	330,450	1,098,140	578,270	850,350
11	720		720	2,935.90		3,002.04	5,937.94		2,300,560	1,211,970	1,088,590
12	744		744	3,021.93		3,098.67	6,120.60		2,292,840	1,199,840	1,093,000
1	744		744	3,034.36		3,092.39	6,126.75		2,333,680	1,216,510	1,117,170
2	696	580	126	2,889.39	2,425.64	537.53	5,852.56		2,171,836	1,135,740	1,036,096
3	744	744		3,008.55	3,028.62		6,037.17		2,238,590	1,146,200	1,092,390
計	6,493	5,768	4,480	26,852.69	24,065.35	18,813.95	69,731.99	330,650	26,161,858	13,560,110	12,932,428

月	消石灰使用量 (kg)				特殊反応助剤使用量 (kg)				活性炭使用量 (kg)				水道使用 量 (m³)	アンモニア水使用量 (ℓ)				灯油使用 量 (ℓ)
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		1号	2号	3号	合計	
4	17,385	18,046		35,431	1,800	1,800		3,600	902	909		1,811	2,671	3,319	3,618		6,937	
5	17,965	18,608		36,573	1,874	1,866		3,740	943	941		1,884	2,919	3,423	3,638		7,061	
6	17,738	18,705		36,443	1,820	1,803		3,623	922	922		1,844	2,923	3,114	3,193		6,307	
7	10,735	18,296	7,663	36,694	1,186	1,861	784	3,831	568	948	400	1,916	3,117	1,787	3,066	1,385	6,238	17,998
8		18,337	17,978	36,315		1,855	1,857	3,712		925	940	1,865	3,087		3,061	3,093	6,154	
9		17,791	17,334	35,125		1,810	1,799	3,609		901	909	1,810	3,147		2,971	2,926	5,897	
10	5,489	1,555	9,145	16,189	541	215	997	1,753	282	78	462	822	2,348	957	227	1,554	2,738	27,286
11	17,407		17,444	34,851	1,770		1,798	3,568	878		878	1,756	2,959	3,589		3,478	7,067	
12	17,988		18,105	36,093	1,835		1,858	3,693	932		914	1,846	3,123	3,669		3,280	6,949	622
1	18,016		18,028	36,044	1,859		1,857	3,716	923		917	1,840	2,995	3,376		3,312	6,688	17
2	16,798	14,195	3,306	34,299	1,735	1,438	397	3,570	871	724	171	1,766	2,907	2,942	2,577	567	6,086	21,665
3	17,912	18,290		36,202	1,856	1,855		3,711	932	923		1,855	2,996	3,101	3,166		6,267	97
計	157,433	143,823	109,003	410,259	16,276	14,503	11,347	42,126	8,153	7,271	5,591	21,015	35,192	29,277	25,517	19,595	74,389	67,685

ウ) 年度別運転状況

年度別ごみ焼却状況

年 度	焼却時間 (H)			焼却量 (t)				受電量 (kWh)	発電量 (kWh)	送電量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計				
H29	6,225	6,674	4,564	27,235.27	29,857.41	19,996.42	77,089.10	405,260	28,220,663	14,282,321	14,345,942
H30	4,335	6,421	6,338	18,960.54	27,833.58	28,188.89	74,983.01	879,984	27,292,195	13,544,180	14,629,159
R1	6,443	5,017	6,504	28,599.59	22,630.33	28,910.94	80,140.86	476,460	29,044,438	15,695,060	13,825,848
R2	6,819	6,467	4,228	30,427.53	28,674.00	18,816.90	77,918.43	847,990	29,007,918	16,263,800	13,592,138
R3	4,670	6,656	5,754	20,468.39	29,922.47	26,057.68	76,448.54	335,090	29,140,854	16,343,010	13,133,094
R4	5,817	5,888	4,780	25,442.78	26,640.62	21,884.26	73,967.66	325,740	28,026,549	15,561,120	12,791,299
R5	6,493	5,768	4,480	26,852.69	24,065.35	18,813.95	69,731.99	330,650	26,161,858	13,560,110	12,932,428

年 度	消石灰使用量 (kg)				特殊反応助剤使用量 (kg)				活性炭使用量 (kg)				水道使用 量 (m³)	アンモニア水使用量 (ℓ)				灯油使用 量 (ℓ)
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		1号	2号	3号	合計	
H29	154,572	176,864	136,318	467,754	15,943	17,119	11,161	44,223	9,240	10,088	6,828	26,156	33,631	37,511	42,241	30,931	110,683	80,122
H30	107,256	167,571	163,816	438,643	11,190	16,503	16,034	43,727	6,555	9,701	9,573	25,829	35,082	24,550	40,856	42,255	107,661	108,466
R1	160,818	126,980	164,538	452,336	16,323	14,262	16,491	47,076	9,681	7,581	9,820	27,082	37,694	35,240	32,755	45,843	113,838	104,451
R2	175,343	166,647	115,421	457,411	17,389	16,602	10,732	44,723	10,391	9,813	6,380	26,584	36,226	35,855	35,106	27,946	98,907	109,379
R3	115,614	167,360	148,150	431,124	13,287	16,973	15,230	45,490	7,020	10,051	8,674	25,745	35,891	23,044	33,676	29,972	86,692	93,108
R4	141,985	147,871	116,601	406,457	14,567	15,021	12,184	41,772	7,967	8,773	6,547	23,287	36,071	28,184	30,752	22,695	81,631	96,877
R5	157,433	143,823	109,003	410,259	16,276	14,503	11,347	42,126	8,153	7,271	5,591	21,015	35,192	29,277	25,517	19,595	74,389	67,685

令和 5 年度搬出状況

種類		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	(t) 合計
集じん灰	埋立	209.70	207.16	196.95	213.42	201.06	223.99	92.14	188.44	215.18	220.94	209.07	189.21	2,367.26
	埋立	51.82	319.44	267.69	195.80	120.78	88.24	188.49	320.35	153.54	68.09	45.81	9.76	1,829.81
	資源化	566.44	411.75	508.86	480.49	553.14	508.86	194.30	326.47	470.12	550.56	603.95	578.61	5,753.55
焼却残渣計		827.96	938.35	973.50	889.71	874.98	821.09	474.93	835.26	838.84	839.59	858.83	777.58	9,950.62
破碎鉄		16.48	56.06	70.23	13.00	64.86	58.15	12.15	61.75	25.53	88.53	26.08	49.59	542.41
破碎アルミ					13.01									13.01
白カレット			9.06	8.98		9.68		8.84	9.44			8.98	9.12	64.10
茶カレット			9.04			9.04		10.11			9.84			38.03
緑カレット														
その他カレット		18.35	9.73	9.42	9.81		8.84	9.08	8.28		9.39	9.58		92.48
小型廃家電		5.85	7.86	10.55	15.60	10.99	7.20	10.42	8.17	8.36	6.60	6.83	9.45	107.88
スプリングマットレス				5.36	3.83	7.58	2.56	1.34	2.73	2.71	5.09	3.71		34.91
羽毛ふとん														
リチウムイオン電池等										0.03	0.03			0.06
合計		868.64	1,030.10	1,078.04	944.96	977.13	897.84	526.87	925.63	875.47	959.07	914.01	845.74	10,843.50

エ) 年度別廃乾電池・蛍光管搬入状況

廃乾電池

(kg)

市町村名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
津島市	16,070	17,210	16,720	16,110	15,630
愛西市	16,320	15,050	16,960	17,640	17,090
弥富市	960	2,650	5,210	6,920	6,700
あま市	8,360	8,090	8,080	8,000	15,910
大治町	7,000	6,800	7,620	7,960	7,390
蟹江町	8,980	8,970	10,250	9,660	9,610
飛島村	1,180	1,350	1,380	1,210	1,140
合計	58,870	60,120	66,220	67,500	73,470

※あま市は旧甚目寺町除く

蛍光管

(kg)

市町村名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
津島市	4,300	5,430	4,150	3,790	3,180
愛西市	4,400	4,360	3,730	3,500	2,980
弥富市	3,310	3,680	3,290	2,860	2,350
あま市	1,320	1,900	1,650	2,060	1,360
大治町	1,900	2,130	1,580	1,380	1,180
蟹江町	3,770	3,940	3,650	3,260	2,890
飛島村	520	610	630	460	580
合計	19,520	22,050	18,680	17,310	14,520

※あま市は旧甚目寺町除く

※ この表は、組合が連絡調整したものを各市町村においてそれぞれ年 2 回収集・運搬し、処理・処分の委託をした廃乾電池・蛍光管量をまとめたものである。

※ 中間処理先（平成29年度から白色ガラスタイプの蛍光管のみ）

大阪府大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番143号

野村興産株式会社 関西工場

※ 処理・処分先 北海道北見市留辺薬町字富士見217番地の 1

野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

(2) 一般廃棄物ごみ受入れ要綱

制定 平成14年6月1日(施行)

改正 平成18年4月1日(施行)

改正 平成27年3月12日(施行)

改正 令和3年1月1日(施行)

(目的)

第1条 この計画は、海部地区環境事務組合（以下「当事務組合」という。）が設置する海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）のごみ処理業務を適正に運営・管理するため必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市町村長は、市町村が定める一般廃棄物の処理計画に基づき一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、事業活動に伴って多量の一般廃棄物ごみを生ずる事業者（以下「事業者」という。）に対し指導・指示するものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物ごみを自らの責任において適正に処理するとともに減量に努めるものとする。

なお、自ら処理できない事業者は当該市町村長の指導・指示に従うとともに、別に定める事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領（昭和58年規程第1号。以下「要領」という。）に基づき承諾を得て八穂クリーンセンターに搬入することができる。

(受入れ対象物)

第3条 八穂クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物ごみは、当事務組合を構成する市町村において排出された家庭系ごみ及び要領に基づき承諾を受けた事業系ごみで以下に示されたものに限るものとする。（なお、ごみ種ごとの具体的な品目例等は別表のとおりとする。）

ごみ種		受入対象
家庭系ごみ	可燃ごみ	一般家庭の日常生活から排出されたものに限る (モバイルバッテリー等の充電式電池が混入していないこと)
	プラスチック類ごみ	
	不燃性粗大ごみ	
	可燃性粗大ごみ	
	不燃ごみ	
	資源ごみ	缶類
		・飲料缶、食品缶に限る ・中を水で洗ったきれいなもの ・スプレー缶、一斗缶は不可
		ビン類
		・飲料ビン、食品ビンに限る ・割れたビンは不可 ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
		PETボトル
		・飲料、しょう油用で1:PETの表示のあるものに限る ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
	紙・段ボール	紙・段ボール
		・紙ヒモで縛った新聞紙及び段ボール ・紙、段ボール以外のものが混入していないこと ・濡れていないこと
	布	・以下のものを除く 濡れたもの、汚れたもの、布団、ジュタン、足ふきマッ

			ト、ぬいぐるみ、背広、フリース、アクリルセーター類、コート、作業着、裁断くず等
		トレイ	・ 白色の発泡スチロール製に限る ・ よく洗った、きれいなもの
	廃蛍光管		・ 割れていないもの
	廃乾電池		・ 乾電池のみ
事業系ごみ	可燃ごみ		・ 家庭系可燃ごみと同等のものに限る ・ 受入可能なごみの種類については、手引書による。
	不燃性粗大ごみ		・ 家庭系ごみと同等のものに限る
	可燃性粗大ごみ		・ 直接搬入に限る
	不燃ごみ		・ 受入可能なごみの種類については、手引書による。

(受入れ方法)

第4条 管理者の定める搬入幹線道路により、八穂クリーンセンターに搬入するものとする。

2 受入れ曜日及び時間帯

(1) 搬入曜日

家庭系は月曜日から土曜日までとするが、土曜日は自動計量可能な収集車のみとする。

事業系ごみは月曜日から金曜日までとする。又、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受入れできない。

家庭系の内自己で搬入する場合は事業系ごみと同様に扱う。

(2) 搬入時間

8時45分から16時30分までとする。

なお、事業系ごみについては、12時から13時までは受入れない。

(3) 次に定める日を除く。ただし、管理者が必要と認めた場合は変更することがある。

ア 12月31日から翌年の1月3日までの日

事業系ごみについては、12月30日から翌年の1月3日までの日

イ オーバーホール等管理者の定める日

(受入れ基準)

第5条 荷姿・大きさ等については以下のとおりとする。

ごみ種		荷姿・大きさ等
可燃ごみ		指定袋
プラスチック類ごみ		指定袋
不燃性粗大ごみ		2m×1.5m×2m以内
可燃性粗大ごみ		2m×1.5m×2m以内
不燃ごみ		指定袋
資源ごみ	缶類	缶のみ（袋投入不可）
	ビン類	専用コンテナ
	PETボトル	ボトルのみ又は袋（約45リットル）使用可
	紙、布、段ボール	合成樹脂製ヒモ等は除去済みであること
	トレイ	バラ
廃蛍光管		割れていないこと

(受入れ不可物)

第6条 以下に示すものは、受け入れない。

(1) 小型ガス容器、携帯ガス容器等火災・爆発の可能性のあるもの。

- (2) 焼却灰、土砂、ガレキ、農薬等の施設の運転に支障を生じさせるもの。
 - (3) 家電リサイクル法等法律により処理方法を指定されているもの。
 - (4) バッテリー、タイヤ、農機具、オートバイ等適正処理が困難なもの。
- (搬入車両)

第7条 一般廃棄物を運搬する車両は、一般廃棄物が飛散及び流出並びに悪臭が洩れるおそれのないものであること。

- 2 搬入車両は、常に清掃・消毒・点検・整備等されていなければならない。
- (受入れ制限)

第8条 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることがある。

- 2 公害の発生または発生が予測される場合、管理者は必要に応じて一般廃棄物ごみの搬入を制限することがある。
- (研修)

第9条 市町村長及び管理者は、職員及び業者に対し、資質の向上を図るため積極的に研修を実施するものとする。

(措置)

第10条 搬入者が組合の指示、法令及びこの要綱に違反した場合にあっては、管理者は警告・搬入の一時停止又は承諾の取消等、必要な措置をとることができる。

(その他)

第11条 管理者は、この要綱に定めのあるほか、災害又は当事務組合を構成する市町村及び官公庁の要請があった場合は、八穂クリーンセンターの業務に支障のない範囲において必要な措置をとることができる。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

(3) 事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領

制定 昭和 58 年 9 月 4 日(施行)
改正 平成 6 年 1 月 27 日(施行)
改正 平成 12 年 4 月 1 日(施行)
改正 平成 14 年 6 月 1 日(施行)
改正 平成 18 年 4 月 1 日(施行)
改正 平成 21 年 3 月 1 日(施行)
改正 平成 27 年 3 月 12 日(施行)

(目 的)

第 1 条 この要領は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）の焼却業務等を適正に運営・管理するため、事業系一般廃棄物ごみの受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(搬入者及び受入れ対象物)

第 2 条 八穂クリーンセンターに搬入することができる者は、次の各号に定める者（以下「搬入者」という。）とする。

- (1) 事業場が所在する区域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）が指示し、及び海部地区環境事務組合管理者（以下「管理者」という。）が承諾をした事業者（以下「承諾事業者」という。）のうち自己でごみを搬入する搬入者
- (2) 承諾事業者の関係市町村長及び弥富市長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 1 項の許可をした者（以下「許可業者」という。）であり、かつ、当該承諾事業者が委託をした者（以下「受託業者」という。）

2 八穂クリーンセンターに搬入することができる事業系一般廃棄物ごみは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃性粗大ごみ（第 2 条 1 項 1 号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (3) 可燃性粗大ごみ（第 2 条 1 項 1 号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (4) 不燃ごみ（第 2 条 1 項 1 号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (5) その他管理者の承諾を受けたごみ

3 受託業者は、前項第 1 号のごみを八穂クリーンセンターへ搬入する場合は、原則、中のごみが見えるごみ袋を用い、さらに屋号等を記入のうえ搬入するものとする。

4 八穂クリーンセンターには、産業廃棄物（法で定める 20 種類の産業廃棄物）を搬入することはできない。

(搬入者の責務)

第 3 条 搬入者は、法令及びこの要領を遵守するほか、ごみの収集・運搬に際しては交通安全に努めるとともに、従業員等により運搬する場合は、その指導・研修に努めなければならない。

2 受託業者が、混載して搬入し、受入れ基準等に違反があった場合は、受託業者及び当該ごみを

出した承諾業者に責任を課すものとする。

3 受託業者は、依頼を受けた承諾事業者に対し、分別の周知徹底を図るものとする。

（搬入承諾等）

第4条 事業系一般廃棄物ごみを自己で八穂クリーンセンターに搬入する搬入者は、毎年2月末日までに事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を関係市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は申込書の提出があったときは、管理者と協議のうえ、八穂クリーンセンターの適正な運営・管理を図るため必要な事項の遵守を条件に4月1日から翌年3月31日までの期間について承諾するとともに、事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾書（第2号様式）（以下「承諾書」という。）を交付するものとする。

3 受託業者は、委託業者を市町村ごとに取り纏めごみ収集事業者一覧表（第3号様式）を添えてそれぞれの市町村へ提出するものとする。

4 第2項及び第3項の承諾は、管理者が承諾したものとみなす。

5 市町村長は、前項の承諾をした場合は、速やかに管理者に報告するものとする。

（変更承諾等）

第5条 搬入者は、次の各号に定める事項を変更する必要があるときは、速やかに理由を付した上、関係市町村長に書面（第4号様式及び第5号様式）にて報告しなければならない。

（1）事業系一般廃棄物ごみの種類

（2）承諾事業者

2 前条第2項及び第3項の手続きは、前項の事項の変更に係る承諾について準用する。

3 市町村長は第1項の報告を受理したときは、速やかに管理者に通知するものとする。

（手数料）

第6条 ごみ処理についての手数料は、海部地区環境事務組合手数料条例第3条の規定に基づき、徴収するものとする。

（搬入方法）

第7条 搬入時間は、8時45分から12時及び13時から16時30分までとする。

2 搬入できる日は、次の各号に定める日を除いた日とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

（1）土曜日及び日曜日

（2）国民の祝祭日及び休日

（3）12月30日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（4）オーバーホールによる焼却炉の休炉時等管理者の定める日

3 搬入者は、ごみを運搬する車両をごみが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとし、常に清掃・消毒・点検・整備しなければならない。

4 搬入者は、管理者が別に定める、ごみ搬入に係る幹線経路により搬入するものとする。

5 搬入者は、搬入時に計量棟にて、事業系一般廃棄物ごみ搬入許可証又はごみ搬入承諾書を提示

しなければならない。また、管理者より運転日報の提示を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 6 受託業者は、毎月5日までに前々月に市町村ごとに按分した市町村搬入量一覧表（月報）（第6号様式）収集した委託業者ごとに搬入重量を記載し、集計したごみ収集業者一覧表（月報）（第7号様式）を管理者に報告しなければならない。
- 7 搬入者は、搬入に際し、八穂クリーンセンター職員の指示に従うものとする。

（搬入の制限）

第8条 管理者は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター搬入ごみ検査実施要領に基づき搬入者のごみ質、車輛等について、随時検査等を行うものとする。

なお、管理者は、検査により著しくごみ質が悪い場合は、搬入者に対して注意・指導し、搬入停止の処分を科すことができるものとする。

- 2 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることができる。
- 3 公害等の発生又は発生が予測される場合、管理者は必要に応じて搬入を制限することができる。

（承諾の取り消し）

第9条 管理者は本要領に反する搬入者に対し注意・指導を行うものとするが、改善が見られない場合等、承諾を取り消すことがある。

附 則

この要領は、昭和58年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月12日から施行する。

(4) 各種調査結果 (八穂クリーンセンター)

ア) 排ガス測定結果

測定日	号炉	場所	ばいじん (g/m ³)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	全水銀 (mg/m ³)
(協定値)			0.02	70	25	50	(0.05)
R05.04.11	1	煙突	<0.002	33	2	<2	－
	2	煙突	0.002	25	1	<2	－
R05.05.09	1	煙突	0.005	33	<1	3	－
	2	煙突	<0.002	41	2	<2	－
R05.06.06	1	煙突	<0.002	37	<1	2	0.0003
	2	煙突	<0.002	37	<1	7	－
R05.07.11	1	煙突	<0.002	39	<1	2	－
	2	煙突	<0.002	32	<1	8	0.00015
R05.08.08	2	煙突	<0.002	31	<1	2	－
	3	煙突	<0.002	39	<1	<2	0.00012
R05.09.05	2	煙突	<0.002	41	1	<2	－
	3	煙突	<0.002	38	<1	2	－
R05.10.30	1	煙突	<0.002	39	3	<2	－
	3	煙突	<0.002	43	<1	<2	－
R05.11.13	1	煙突	<0.002	33	1	4	－
	3	煙突	<0.002	46	<1	3	－
R05.12.05	1	煙突	<0.002	39	<1	4	0.001
	3	煙突	<0.002	46	<1	5	－
R06.01.09	1	煙突	0.002	41	<1	10	－
	3	煙突	0.002	35	<1	6	0.00009
R06.02.15	1	煙突	0.002	33	<1	2	－
	2	煙突	<0.002	43	<1	<2	0.00002
R06.03.05	1	煙突	0.003	45	<1	9	－
	2	煙突	0.002	32	<1	4	－

(ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、全水銀はO₂12%換算値)

測定日	号炉	場所	ダイオキシン類
(協定値)			0.1
R05.11.28	1	煙突	0.000021
R05.09.21	2	煙突	0.000034
R05.09.22	3	煙突	0.000020

(単位 : ng-TEQ/m³)

イ) 騒音測定結果

測定日 : R05. 11. 27

時間帯	協定値 dB (A)	測定点	結 果 dB (A)	特記事項	風速等 (m/s)
朝 R05. 11. 27 06:00～ 07:21	50以下	東	51	東側道路車両音	無風
		西	49	－	無風
		南	46	－	<0.5 (WSW)
		北	49	－	無風
昼 R05. 11. 27 12:08～ 13:42	55以下	東	43	－	無風
		西	47	－	0.5 (SW)
		南	46	－	無風
		北	43	－	0.8 (E)
夕 R05. 11. 27 19:02～ 20:54	50以下	東	50	－	0.8 (W)
		西	50	－	1.5 (NNW)
		南	41	－	1.0 (E)
		北	50	－	1.4 (NNE)
夜 R05. 11. 27 22:16～ 23:56	45以下	東	48	東側道路車両音	無風
		西	41	－	0.9 (NNW)
		南	40	－	0.5 (SE)
		北	48	伊勢湾岸道路車両音	0.6 (ENE)

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回) (結果は中央値 : L_{50})

※朝の東、夜の東及び北で協定値を上回っているが、東側道路車両音、伊勢湾岸道路車両音の影響によるものである。

ウ) 振動測定結果

測定日 : R05. 11. 27

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R05. 11. 27 12:08～ 13:45	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－
夜 R05. 11. 27 22:16～ 23:53	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回) (結果は中央値 : L_{50})

工) 熱灼減量測定結果

採取場所：灰押し装置

採取日	号炉	測定結果 (%)	備考
R05. 04. 11	1	5. 9	湿灰
	2	6. 5	湿灰
R05. 05. 08	1	5. 6	湿灰
	2	5. 4	湿灰
R05. 06. 07	1	6. 9	湿灰
	2	6. 1	湿灰
R05. 07. 10	1	6. 6	湿灰
	2	6. 4	湿灰
R05. 08. 08	2	6. 1	湿灰
	3	5. 0	湿灰
R05. 09. 04	2	6. 6	湿灰
	3	6. 8	湿灰
R05. 10. 30	1	5. 0	湿灰
	3	6. 5	湿灰
R05. 11. 16	1	5. 4	湿灰
	3	6. 3	湿灰
R05. 12. 04	1	8. 1	湿灰
	3	6. 8	湿灰
R06. 01. 11	1	7. 8	湿灰
	3	7. 0	湿灰
R06. 02. 14	1	6. 5	湿灰
	2	6. 4	湿灰
R06. 03. 05	1	6. 9	湿灰
	2	7. 3	湿灰

オ) 臭気測定結果

項 目	単 位	協定値	東	西	南	北
			R05. 09. 07	R05. 09. 07	R05. 09. 07	R05. 09. 07
アンモニア	ppm	1	0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
メチルメルカプタン	ppm	0. 002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002
硫化水素	ppm	0. 02	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
硫化メチル	ppm	0. 01	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001
二硫化メチル	ppm	0. 009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
トリメチルアミン	ppm	0. 005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005
アセトアルデヒド	ppm	0. 05	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005
プロピオンアルデヒド	ppm	0. 05	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0. 009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
イソブチルアルデヒド	ppm	0. 02	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	0. 009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
イソヘキシルアルデヒド	ppm	0. 003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003
イソブタノール	ppm	0. 9	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09
酢酸エチル	ppm	3	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3
メチルイソブチルケトン	ppm	1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
トルエン	ppm	10	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0. 4	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04
キシレン	ppm	1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
プロピオン酸	ppm	0. 03	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003
ノルマル酪酸	ppm	0. 001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001
ノルマル吉草酸	ppm	0. 0009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009
イソ吉草酸	ppm	0. 001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001
臭気指数		—	<10	<10	<10	<10
風向			北	北北西	北西	南西
風速	m/s		1. 2	0. 4	1. 0	1. 5

(測定場所：敷地境界線上)

カ) 水質測定結果 (有機系処理水)

項 目	単位	協定値等	R05. 08. 10	R06. 02. 08
水素イオン濃度		5. 8～8. 6	6. 9	7. 1
化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	0. 6	0. 6
生物化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	<0. 5	2. 8
浮遊物質	mg/L	15(日間平均10)	<1	<1
塩化物イオン	mg/L		25	33
大腸菌群数	個/mL	日間平均3000	<30	<30
全窒素	mg/L	15(日間平均10)	5. 9	8. 6
全リン	mg/L	2(日間平均1)	0. 05	0. 04
カルシウムイオン	mg/L		13	16
フェノール類	mg/L	0. 5	<0. 025	<0. 025
銅	mg/L	1	<0. 01	0. 01
亜鉛	mg/L	5	0. 03	<0. 01
溶解性鉄	mg/L	10	<0. 1	<0. 1
全クロム	mg/L	2	<0. 04	<0. 04
溶解性マンガン	mg/L	10	<0. 1	<0. 1
フッ素	mg/L	15	<0. 1	<0. 1
ヒ素	mg/L	0. 1	<0. 01	<0. 01
六価クロム	mg/L	0. 5	<0. 04	<0. 04
鉛	mg/L	0. 1	<0. 01	<0. 01
シアン	mg/L	1	<0. 1	<0. 1
有機リン	mg/L	1	<0. 1	<0. 1
カドミウム	mg/L	0. 03	<0. 003	<0. 003
全水銀	mg/L	0. 005	<0. 0005	<0. 0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0. 0005	<0. 0005
P C B	mg/L	0. 003	<0. 0005	<0. 0005
セレン	mg/L	0. 1	<0. 01	<0. 01
アンチモン	mg/L		0. 0019	0. 0008
モリブデン	mg/L		<0. 007	<0. 007
ホウ素	mg/L	10	<1	<1
亜硝酸、硝酸性窒素	mg/L		4. 8	7. 6
窒素化合物	mg/L	100	4. 8	7. 6
トリクロロエチレン	mg/L	0. 3	<0. 001	<0. 001
テトラクロロエチレン	mg/L	0. 1	<0. 001	<0. 001
1. 1. 1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0. 001	<0. 001
ジクロロメタン	mg/L	0. 2	<0. 002	<0. 002
四塩化炭素	mg/L	0. 02	<0. 0002	<0. 0002
1. 2-ジクロロエタン	mg/L	0. 04	<0. 0004	<0. 0004
1. 1-ジクロロエチレン	mg/L	0. 2	<0. 002	<0. 002
シス-1. 2ジクロロエチレン	mg/L	0. 4	<0. 004	<0. 004
1. 1. 2-トリクロロエタン	mg/L	0. 06	<0. 0006	<0. 0006
1. 3-ジクロロプロペン	mg/L	0. 02	<0. 0002	<0. 0002
ベンゼン	mg/L	0. 1	<0. 001	<0. 001
1. 4-ジオキサン	mg/L	0. 5	<0. 005	<0. 005
チウラム	mg/L	0. 06	<0. 0006	<0. 0006
シマジン	mg/L	0. 03	<0. 0003	<0. 0003
チオベンカルブ	mg/L	0. 2	<0. 002	<0. 002
クロロエチレン	mg/L		<0. 0002	<0. 0002
動植物油脂類	mg/L	10	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L	2	<1	<1

項 目	単位	基準値	R05. 09. 22
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0. 010

(5) 各種調査結果(八開処分場)

ア) 浸出水処理施設水質分析結果

項 目	単位	基準値	R05. 09. 04		R06. 02. 08	
			原水槽	処理水	原水槽	処理水
水素イオン濃度		5.8～8.6	11.0	7.6	11.3	7.5
化学的酸素要求量	mg/L	90	4.1	1.9	4.8	3.9
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	<0.5	<0.5	1.1	<0.5
浮遊物質	mg/L	60	<1	2	<1	14
塩素イオン	mg/L		170	190	160	200
大腸菌群数	個/mL	3000	<30	<30	<30	<30
全窒素	mg/L	120	1.7	1.1	1.1	1.2
全リン	mg/L	16	0.11	0.11	0.07	0.09
フェノール類	mg/L	5	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
銅	mg/L	3	<0.01	<0.01	0.02	<0.01
亜鉛	mg/L	2	0.07	0.05	0.05	0.05
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	mg/L	2	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	8	1.0	0.1	1.0	0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.5	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
鉛	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
カルシウム	mg/L		58	28	26	23
アンチモン	mg/L		0.033	0.007	0.0064	0.0051
モリブデン	mg/L		0.009	0.031	0.023	0.025
ホウ素	mg/L	10	<1	<1	<1	<1
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L		0.51	0.91	0.7	1.1
窒素化合物	mg/L		0.79	0.91	0.9	1.1
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	30	<1	<1	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L	5	<1	<1	<1	<1

項 目	単位	基準値	R05. 09. 15	
			原水槽	処理水
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0031	0.0020

イ) 地下水分析結果

項 目	単位	基準値	R05. 09. 04		R06. 02. 08	
			北	南	北	南
水素イオン濃度			7.0	6.1	6.9	6.7
化学的酸素要求量	mg/L		3.1	4.4	3.2	5.4
生物化学的酸素要求量	mg/L		0.6	0.6	0.7	1.7
浮遊物質	mg/L		99	92	52	21
塩素イオン	mg/L		12	4.3	30	4.5
大腸菌群数	個/mL		<30	<30	<30	<30
全窒素	mg/L		2.7	1.6	0.1	0.3
全リン	mg/L		0.08	0.03	0.07	0.07
フェノール類	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
銅	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L		0.005	0.029	0.004	0.007
溶解性鉄	mg/L		0.03	0.07	0.04	0.15
クロム	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性マンガン	mg/L		0.08	0.17	0.17	0.43
フッ素	mg/L	0.8	0.3	0.2	0.3	0.3
砒素	mg/L	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉛	mg/L	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
全シアン	mg/L	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン化合物	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0005
全水銀	mg/L	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
カルシウム	mg/L		50	12	56	22
アンチモン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L	10	2.2	1.3	<0.1	<0.1
窒素化合物	mg/L		2.2	1.3	<0.1	0.2
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L		<1	<1	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L		<1	<1	<1	<1
電気伝導率	mS/m		41	13	41	18

項 目	単位	基準値	北 (R05. 09. 15)	南 (R05. 09. 15)
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.077	0.023

6 し尿等処理事業

6 し尿等処理事業

(1) 令和5年度新開センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	65.363	68.275	68.826	69.355	63.393	68.817	60.358	70.742	83.518	62.850	71.811	77.517	830.825
愛西市	96.955	108.832	124.020	88.851	74.595	90.983	98.092	96.038	113.672	82.153	91.621	88.509	1,154.321
弥富市													
あま市 (旧基日寺町を除く)	61.388	75.393	85.522	66.594	64.662	59.132	64.840	68.690	85.750	52.192	91.473	65.148	840.784
大治町	32.024	33.120	37.102	27.080	30.050	29.708	30.510	30.910	34.040	27.705	32.575	28.996	373.820
蟹江町													
飛島村													
合計	255.730	285.620	315.470	251.880	232.700	248.640	253.800	266.380	316.980	224.900	287.480	260.170	3,199.750

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,258.778	1,078.838	1,335.474	1,316.676	1,230.985	1,147.636	1,319.069	1,060.839	1,233.778	1,138.718	1,101.833	1,177.748	14,400.372
愛西市	992.088	1,085.052	1,199.047	1,038.843	985.572	1,080.564	1,076.400	1,154.990	1,002.358	950.735	1,102.854	1,102.667	12,771.170
弥富市													
あま市 (旧基日寺町を除く)	974.286	874.960	1,021.640	854.630	819.800	891.105	936.807	901.740	900.972	741.116	801.640	901.750	10,620.446
大治町	494.828	563.120	592.389	540.201	602.203	550.665	573.894	566.191	536.282	528.161	512.133	516.285	6,576.352
蟹江町													
飛島村													
合計	3,719.980	3,601.970	4,148.550	3,750.350	3,638.560	3,669.970	3,906.170	3,683.760	3,673.390	3,358.730	3,518.460	3,698.450	44,368.340

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,324.141	1,147.113	1,404.300	1,386.031	1,294.378	1,216.453	1,379.427	1,131.581	1,317.296	1,201.568	1,173.644	1,255.265	15,231.197
愛西市	1,089.043	1,193.884	1,323.067	1,127.694	1,060.167	1,171.547	1,174.492	1,251.028	1,116.030	1,032.888	1,194.475	1,191.176	13,925.491
弥富市													
あま市 (旧基日寺町を除く)	1,035.674	950.353	1,107.162	921.224	884.462	950.237	1,001.647	970.430	986.722	793.308	893.113	966.898	11,461.230
大治町	526.852	596.240	629.491	567.281	632.253	580.373	604.404	597.101	570.322	555.866	544.708	545.281	6,950.172
蟹江町													
飛島村													
合計	3,975.710	3,887.590	4,464.020	4,002.230	3,871.260	3,918.610	4,159.970	3,950.140	3,990.370	3,583.630	3,805.940	3,958.620	47,568.090

(2) 令和5年度上野センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市													
愛西市	7.430												7.430
弥富市	89.276	96.712	103.041	112.547	88.500	91.171	109.024	99.488	115.500	110.038	92.750	111.963	1,220.010
あま市 (国書目寺町を除く)													
大治町													
蟹江町	34.785	40.020	38.840	44.025	42.075	36.900	44.930	41.300	45.480	37.250	37.780	41.190	484.575
飛鳥村	26.409	27.418	27.949	24.298	26.895	26.619	30.646	27.952	24.810	20.052	25.830	23.647	312.525
合計	157.900	164.150	169.830	180.870	157.470	154.690	184.600	168.740	185.790	167.340	156.360	176.800	2,024.540

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	629.425	446.503	606.464	785.231	588.029	633.706	499.946	449.778	779.938	585.005	565.743	629.603	7,199.371
愛西市	665.133	629.587	596.581	451.589	532.224	512.868	493.241	628.052	798.727	480.579	559.823	639.148	6,987.552
弥富市	2,066.595	1,903.025	2,092.702	2,141.228	2,078.780	1,917.288	1,859.016	1,779.665	2,014.612	1,747.768	1,860.558	2,232.382	23,693.619
あま市 (国書目寺町を除く)	375.150	356.000	470.340	407.100	442.420	282.700	497.360	362.050	411.530	347.900	537.090	532.770	5,022.410
大治町	574.952	585.190	710.615	570.970	527.557	554.816	639.853	627.700	696.345	581.266	599.814	692.699	7,361.777
蟹江町	1,251.325	1,270.939	1,367.534	1,348.795	1,440.600	1,131.164	1,165.220	1,099.405	1,180.068	1,192.278	1,120.241	1,290.563	14,858.132
飛鳥村	464.870	547.296	476.914	631.367	584.680	604.198	589.884	519.440	715.370	703.324	679.381	679.475	7,196.199
合計	6,027.450	5,738.540	6,321.150	6,336.280	6,194.290	5,636.740	5,744.520	5,466.090	6,596.590	5,638.120	5,922.650	6,696.640	72,319.060

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	629.425	446.503	606.464	785.231	588.029	633.706	499.946	449.778	779.938	585.005	565.743	629.603	7,199.371
愛西市	672.563	629.587	596.581	451.589	532.224	512.868	493.241	628.052	798.727	480.579	559.823	639.148	6,994.982
弥富市	2,155.871	1,999.737	2,195.743	2,253.775	2,167.280	2,008.459	1,968.040	1,879.153	2,130.112	1,857.806	1,953.308	2,344.345	24,913.629
あま市 (国書目寺町を除く)	375.150	356.000	470.340	407.100	442.420	282.700	497.360	362.050	411.530	347.900	537.090	532.770	5,022.410
大治町	574.952	585.190	710.615	570.970	527.557	554.816	639.853	627.700	696.345	581.266	599.814	692.699	7,361.777
蟹江町	1,286.110	1,310.959	1,406.374	1,392.820	1,482.675	1,168.064	1,210.150	1,140.705	1,225.548	1,229.528	1,158.021	1,331.753	15,342.707
飛鳥村	491.279	574.714	504.863	655.665	611.575	630.817	620.530	547.392	740.180	723.376	705.211	703.122	7,508.724
合計	6,185.350	5,902.690	6,490.980	6,517.150	6,351.760	5,791.430	5,929.120	5,634.830	6,782.380	5,805.460	6,079.010	6,873.440	74,343.600

(3) 令和5年度し尿等処理実績(合計)

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	65.363	68.275	68.826	69.355	63.393	68.817	60.358	70.742	83.518	62.850	71.811	77.517	830.825
愛西市	104.385	108.832	124.020	88.851	74.595	90.983	98.092	96.038	113.672	82.153	91.621	88.509	1,161.751
弥富市	89.276	96.712	103.041	112.547	88.500	91.171	109.024	99.488	115.500	110.038	92.750	111.963	1,220.010
あま市 (国基寺町を除く)	61.388	75.393	85.522	66.594	64.662	59.132	64.840	68.690	85.750	52.192	91.473	65.148	840.784
大治町	32.024	33.120	37.102	27.080	30.050	29.708	30.510	30.910	34.040	27.705	32.575	28.996	373.820
蟹江町	34.785	40.020	38.840	44.025	42.075	36.900	44.930	41.300	45.480	37.250	37.780	41.190	484.575
飛島村	26.409	27.418	27.949	24.298	26.895	26.619	30.646	27.952	24.810	20.052	25.830	23.647	312.525
合計	413.630	449.770	485.300	432.750	390.170	403.330	438.400	435.120	502.770	392.240	443.840	436.970	5,224.290

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,888.203	1,525.341	1,941.938	2,101.907	1,819.014	1,781.342	1,819.015	1,510.617	2,013.716	1,723.723	1,667.576	1,807.351	21,599.743
愛西市	1,657.221	1,714.639	1,795.628	1,490.432	1,517.796	1,593.432	1,569.641	1,783.042	1,801.085	1,431.314	1,662.677	1,741.815	19,758.722
弥富市	2,066.595	1,903.025	2,092.702	2,141.228	2,078.780	1,917.288	1,859.016	1,779.665	2,014.612	1,747.768	1,860.558	2,232.382	23,693.619
あま市 (国基寺町を除く)	1,349.436	1,230.960	1,491.980	1,261.730	1,262.220	1,173.805	1,434.167	1,263.790	1,312.502	1,089.016	1,338.730	1,434.520	15,642.856
大治町	1,069.780	1,148.310	1,303.004	1,111.171	1,129.760	1,105.481	1,213.747	1,193.891	1,232.627	1,109.427	1,111.947	1,208.984	13,938.129
蟹江町	1,251.325	1,270.939	1,367.534	1,348.795	1,440.600	1,131.164	1,165.220	1,099.405	1,180.068	1,192.278	1,120.241	1,290.563	14,858.132
飛島村	464.870	547.296	476.914	631.367	584.680	604.198	589.884	519.440	715.370	703.324	679.381	679.475	7,196.199
合計	9,747.430	9,340.510	10,469.700	10,086.630	9,832.850	9,306.710	9,650.690	9,149.850	10,269.980	8,996.850	9,441.110	10,395.090	116,687.400

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,953.566	1,593.616	2,010.764	2,171.262	1,882.407	1,850.159	1,879.373	1,581.359	2,097.234	1,786.573	1,739.387	1,884.868	22,430.568
愛西市	1,761.606	1,823.471	1,919.648	1,579.283	1,592.391	1,684.415	1,667.733	1,879.080	1,914.757	1,513.467	1,754.298	1,830.324	20,920.473
弥富市	2,155.871	1,999.737	2,195.743	2,253.775	2,167.280	2,008.459	1,968.040	1,879.153	2,130.112	1,857.806	1,953.308	2,344.345	24,913.629
あま市 (国基寺町を除く)	1,410.824	1,306.353	1,577.502	1,328.324	1,326.882	1,232.937	1,499.007	1,332.480	1,398.252	1,141.208	1,430.203	1,499.668	16,483.640
大治町	1,101.804	1,181.430	1,340.106	1,138.251	1,159.810	1,135.189	1,244.257	1,224.801	1,266.667	1,137.132	1,144.522	1,237.980	14,311.949
蟹江町	1,286.110	1,310.959	1,406.374	1,392.820	1,482.675	1,168.064	1,210.150	1,140.705	1,225.548	1,229.528	1,158.021	1,331.753	15,342.707
飛島村	491.279	574.714	504.863	655.665	611.575	630.817	620.530	547.392	740.180	723.376	705.211	703.122	7,508.724
合計	10,161.060	9,790.280	10,955.000	10,519.380	10,223.020	9,710.040	10,089.090	9,584.970	10,772.750	9,389.090	9,884.950	10,832.060	121,911.690

(4) 令和5年度し尿等搬出状況

ア) 新開センター搬出状況(沈砂・し渣・脱水汚泥)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	17.89	65.22	67.57	18.22	17.63	17.84	18.46	17.50	17.43	17.14	17.96	17.86	310.72
し渣	6.52	6.90	3.43	6.03	2.68	4.17	3.93	4.50	3.23	5.21	5.44	7.82	59.86
脱水汚泥	163.32	177.71	175.94	150.55	116.08	132.41	128.30	133.54	159.25	135.91	175.06	178.96	1,827.03

イ) 上野センター搬出状況(沈砂・し渣及び脱水汚泥)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	18.74	17.91	18.64	19.00	19.09	18.93	18.74	16.94	17.79	51.18	46.65	15.74	279.35
し渣及び脱水汚泥	302.96	287.59	264.54	257.31	250.90	196.44	192.13	203.90	273.56	251.76	260.26	288.65	3,030.00

(5) 年度別し尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

市町村名 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津島市	1,090.270	962.975	922.129	891.530	830.825
愛西市	1,426.686	1,369.906	1,353.201	1,191.445	1,161.751
弥富市	1,274.124	1,289.421	1,361.194	1,223.313	1,220.010
あま市 (旧基目寺町を除く)	1,008.093	1,131.629	1,099.502	1,028.763	840.784
大治町	424.221	415.170	398.548	383.082	373.820
蟹江町	543.398	516.130	509.877	480.395	484.575
飛島村	384.828	292.529	261.409	265.802	312.525
計	6,151.620	5,977.760	5,905.860	5,464.330	5,224.290

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

市町村名 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津島市	20,540.219	21,822.059	21,851.601	21,847.945	21,599.743
愛西市	19,712.635	19,923.649	19,841.038	19,747.176	19,758.722
弥富市	24,700.576	24,143.724	25,272.538	23,920.283	23,693.619
あま市 (旧基目寺町を除く)	14,456.257	15,282.358	15,233.757	14,760.164	15,642.856
大治町	12,741.395	13,405.835	13,460.727	13,606.875	13,938.129
蟹江町	16,416.410	15,273.239	15,135.561	15,444.616	14,858.132
飛島村	6,317.708	6,426.296	6,927.788	6,966.581	7,196.199
計	114,885.200	116,277.160	117,723.010	116,293.640	116,687.400

ウ) 全体

(単位: t)

市町村名 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津島市	21,630.489	22,785.034	22,773.730	22,739.475	22,430.568
愛西市	21,139.321	21,293.555	21,194.239	20,938.621	20,920.473
弥富市	25,974.700	25,433.145	26,633.732	25,143.596	24,913.629
あま市 (旧基目寺町を除く)	15,464.350	16,413.987	16,333.259	15,788.927	16,483.640
大治町	13,165.616	13,821.005	13,859.275	13,989.957	14,311.949
蟹江町	16,959.808	15,789.369	15,645.438	15,925.011	15,342.707
飛島村	6,702.536	6,718.825	7,189.197	7,232.383	7,508.724
計	121,036.820	122,254.920	123,628.870	121,757.970	121,911.690

(6) 各種調査結果

ア) 施設放流水検査

1) 新開センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm ³	mg/L	mg/L	度
協定値	5.8~8.6	10	15	—	5	3000	10	1	30
R05.04	7.4~7.6	<0.5~1.1	1.5~1.9	180~190	<1~2	0	0.97~1.8	0.025~0.035	3.0~8.4
R05.05	7.4~7.8	<0.5	1.3~8.6	180~200	<1~5	0	1.4~2.5	0.037~0.055	0.7~24
R05.06	7.4~7.7	<0.5	1.3~2.5	160~180	<1~1	0	0.95~1.5	0.021~0.050	2.8~9.9
R05.07	7.4~7.8	<0.5	1.9~2.2	160~170	<1	0	0.82~1.4	0.031~0.041	3.1~5.9
R05.08	7.5~7.9	<0.5	1.4~4.3	150~170	<1~4	0	0.41~1.2	0.020~0.049	2.9~20
R05.09	7.4~7.7	<0.5	1.3~1.8	150~160	<1	0	0.70~1.1	0.025~0.037	1.9~4.7
R05.10	7.4~7.5	<0.5	1.5~1.7	150~160	<1	0	0.67~1.0	0.014~0.034	1.9~2.7
R05.11	7.2~7.4	<0.5	1.3~1.9	160~170	<1	0	0.67~0.75	0.025~0.043	1.7~3.5
R05.12	7.2~7.3	<0.5~0.6	1.0~2.0	180~190	<1	0	0.91~1.7	0.024~0.031	1.8~6.3
R06.01	7.2~7.6	<0.5~1.0	0.9~2.2	170~200	<1	0	0.75~1.7	0.023~0.034	1.5~7.5
R06.02	7.3~7.5	<0.5~0.6	0.9~1.5	170~190	<1	0	0.84~1.0	0.011~0.025	2.2~3.8
R06.03	7.2~7.8	<0.5~0.7	0.9~2.9	190~200	<1	0	0.70~1.3	0.028~0.037	2.9~8.7

(測定は毎週実施、結果の幅で表示)

2) 上野センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm ³	mg/L	mg/L	度
基準値	5.8~8.6	20	50	—	70	3000	60	2	—
R05.04.06	7.0	0.6	3.3	26	2	0	1.6	0.031	4.8
R05.05.02	6.7	1.0	5.3	33	4	1	2.8	0.23	8.7
R05.06.01	7.2	1.2	4.0	25	3	3	2.5	0.26	6.5
R05.07.06	6.9	8.6	5.0	28	1	0	4.9	0.33	7.9
R05.08.03	7.1	0.8	4.1	19	<1	0	5.2	0.53	6.2
R05.09.07	7.1	1.1	4.5	32	2	3	2	0.19	8.3
R05.10.05	7.1	0.6	3.4	25	<1	0	1.3	0.014	5.5
R05.11.02	7.0	<0.5	2.4	23	2	0	1.7	0.033	3.4
R05.12.07	6.9	1.9	3.8	31	7	0	8.8	0.12	5.2
R06.01.05	7.1	0.7	2.6	26	11	0	7	0.080	4.8
R06.02.01	7.2	0.9	3.4	24	1	0	9.2	0.045	4.8
R06.03.07	6.9	<0.5	4.2	30	1	0	8.5	0.048	5.8

pH : 水素イオン濃度
 COD : 化学的酸素要求量
 BOD : 生物化学的酸素要求量
 SS : 浮遊物質質量

イ) 新開センター臭気測定

項 目	単位	協定値	東		西		南		北	
			R05. 07. 20	R06. 02. 20	R05. 07. 20	R06. 02. 20	R05. 07. 20	R06. 02. 20	R05. 07. 20	R06. 02. 20
アンモニア	ppm	1	0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	ppm	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	ppm	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
トリメチルアミン	ppm	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.05	<0.005	<0.005	0.008	<0.005	0.008	<0.005	<0.005	<0.005
プロピオンアルデヒド	ppm		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm		<0.0009	<0.0009	0.0012	<0.0009	0.0010	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルペンチルアルデヒド	ppm		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソペンチルアルデヒド	ppm		<0.0003	<0.0003	0.0004	<0.0003	0.0004	<0.0003	0.0003	<0.0003
イソブタノール	ppm		<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09
酢酸エチル	ppm		<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
トルエン	ppm		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
キシレン	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
プロピオン酸	ppm	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
イソ吉草酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数			<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
風向	m/s		北西	北西	北西	北北東	北	南西	北	北西
風速			3.2	1.7	1.6	1.9	2.0	0.6	2.0	2.1

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年2回)

ウ) 上野センター臭気測定

項 目	単 位	北	南
		R5. 7. 20	R5. 7. 20
アンモニア	ppm	0. 1	<0. 1
メチルメルカプタン	ppm	<0. 0002	<0. 0002
硫化水素	ppm	<0. 002	<0. 002
硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001
二硫化メチル	ppm	<0. 0009	<0. 0009
トリメチルアミン	ppm	<0. 0005	<0. 0005
アセトアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005
プロピオンアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0. 0009	<0. 0009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0. 0009	<0. 0009
イソバレルアルデヒド	ppm	0. 0003	0. 0004
イソブタノール	ppm	<0. 09	<0. 09
酢酸エチル	ppm	<0. 3	<0. 3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0. 1	<0. 1
トルエン	ppm	<1	<1
スチレン	ppm	<0. 04	<0. 04
キシレン	ppm	<0. 1	<0. 1
プロピオン酸	ppm	<0. 003	<0. 003
ノルマル酪酸	ppm	<0. 0001	<0. 0001
ノルマル吉草酸	ppm	<0. 00009	<0. 00009
イソ吉草酸	ppm	<0. 0001	<0. 0001
臭気指数		<10	<10
風向		西南西	南西
風速	m/s	1. 8	1. 6

(測定場所＝敷地境界線上)

エ) 新開センター騒音・振動測定

騒音測定結果

測定日 : R05. 12. 04

時間帯	協定値 dB (A)	測定点	結 果 dB (A)	特記事項	風向等 (m/s)
朝 R05. 12. 04 06:11～ 07:23	55以下	東	47	－	無風
		西	49	－	無風
		南	47	－	無風
		北	45	－	無風
昼 R05. 12. 04 11:25～ 12:49	60以下	東	46	－	0.9 (N)
		西	53	－	0.7 (N)
		南	49	－	0.8 (NE)
		北	49	－	0.6 (N)
昼 R05. 12. 04 11:25～ 12:49	55以下	東	47	－	無風
		西	47	－	無風
		南	47	－	無風
		北	45	－	無風
夜 R05. 12. 04 22:04～ 23:42	50以下	東	45	－	無風
		西	47	－	無風
		南	47	－	無風
		北	43	－	無風

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年 1 回) (結果は中央値 : L_{50})

振動測定結果

測定日 : R05. 12. 04

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R05. 12. 04 11:25～ 12:50	65以下	東	30未満	－
		西	32	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－
夜 R05. 12. 04 22:04～ 23:15	60以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年 1 回) (結果は中央値 : L_{50})

参 考 資 料

参考資料

(1) 公害防止協定書（八穂クリーンセンター）

海部津島環境事務組合（以下「甲」という。）と鍋田区自治会（以下「乙」という。）とは、甲が海部郡弥富町大字鍋田字八穂に建設した清掃工場の操業に際して、公害防止及び地域住民の健康を守り、快適かつ良好な生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清掃工場の操業に伴う施設周辺住民の生活環境の保全及び公害の未然防止を図るとともに施設運営を円滑に行うことを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、清掃工場の操業にあたって、操業に伴う公害を防止する責務を有し、この協定を遵守するものとする。

（協定値の遵守）

第3条 甲は、清掃工場の操業にあたっては、別表に定める協定値を超えてはならない。

2 協定値が将来環境省の定める基準値よりも上回った場合は、乙に報告し、前項で定める協定値は環境省の基準に変更する。

（協定値を超えた場合等の措置）

第4条 甲は、清掃工場の操業により発生する排ガス、振動、臭気、放流水が基準値を超えた場合には、直ちにこれらの項目に関わる施設の運転を一時停止するとともに協定値を超えない措置を講じた後でなければ運転を再開してはならない。

2 甲は、前項の事態になったときは、その状況を直ちに書面で通知し、並びに講じた措置の内容について、速やかに乙に書面で報告するものとする。

（公害防止対策等）

第5条 甲は、施設の運営にあたって、公害防止に最善の努力を払い、公害防止技術の進展状況を勘案して、積極的に施設の改善を行うものとする。

（運営協議会等）

第6条 清掃工場からの公害の発生を未然に防止し、清掃工場の円滑な運営を図るため、運営協議会を設置するものとする。

2 運営協議会については、別途細則を設ける。

（被害の補償）

第7条 甲は、清掃工場の操業に伴い甲の責に帰すべき事由によって生じた一切の被害を与えたときは、直ちにその損害を賠償する。

（施設の変更）

第8条 甲は、主要施設の一部を変更するときは、乙に報告し、運営協議会で協議するものとする。

（協定の有効期間及び操業）

第9条 この協定の有効期間は、清掃工場が操業を終了後10ヶ年間とする。

2 操業期間については、別途これを定める。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を三通作成し、甲、乙及び立会人記名捺印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成13年 9 月28日

(署名省略)

※組合規約の改正により、平成18年 4 月 1 日「海部津島環境事務組合」から「海部地区環境事務組合」と名称変更となりました。

協定項目及び協定値

ア) 排ガスの排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年 6 回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ばいじん	0.02g/m ³ N以下（O ₂ =12%換算値）
硫黄酸化物	25ppm以下
窒素酸化物	70ppm以下（O ₂ =12%換算値）
塩化水素	50ppm以下（O ₂ =12%換算値）

イ) 排ガス排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年 1 回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下（O ₂ =12%換算値）

ウ) 騒音（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年 1 回）

項目	協定値 (アセス目標値)
朝（6時～8時） 夕（19時～22時）	50dB以下
昼間（8時～19時）	55dB以下
夜（22時～6時）	45dB以下

エ) 振動（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年 1 回）

時間帯	協定値 (アセス目標値)
昼間（7時～20時）	55dB
夜間（20時～7時）	55dB

オ) 臭気（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年 1 回）

項目	協定値 (アセス目標値)
アンモニア	1ppm以下
メチルメルカプタン	0.002ppm以下
硫化水素	0.02ppm以下
硫化メチル	0.01ppm以下
二硫化メチル	0.009ppm以下
トリメチルアミン	0.005ppm以下
アセトアルデヒド	0.05ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下
イソブタノール	0.9ppm以下
酢酸エチル	3ppm以下
メチルイソブチルケトン	1ppm以下
トルエン	10ppm以下
スチレン	0.4ppm以下
キシレン	1ppm以下
プロピオン酸	0.03ppm以下
ノルマル酪酸	0.001ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下
イソ吉草酸	0.001ppm以下

カ) 放流水の水質 (測定場所=排水口・測定回数=年1回)

項目		協定値 (アセス目標値)
水素イオン濃度		5.8～8.6 (pH)
生物化学的酸素要求量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
化学的酸素要求量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
浮遊物質量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
ヘキサン 抽出物質	鉱油類	2mg/L以下
	動植物油脂類	10mg/L以下
	合計	
フェノール類		0.5mg/L以下
銅		1mg/L以下
亜鉛		5mg/L以下
溶解性鉄		10mg/L以下
溶解性マンガン		10mg/L以下
総クロム		2mg/L以下
フッ素		15mg/L以下
大腸菌群数		日間平均3000個/cm ³ 以下
窒素含有量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
りん含有量		2mg/L (日間平均1mg/L) 以下
カドミウム		0.1mg/L以下
シアン		1mg/L以下
有機リン		1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下
ヒ素		0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと
P C B		0.003mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下
トリクロロエチレン		0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下

(2) 八穂クリーンセンター運営協議会設置条例

制定 平成14年3月28日

改正 平成18年3月29日

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、弥富市鍋田町八穂399番地3に設置した海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターの操業に伴い、その円滑な運営を図るため、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 公害防止対策に関する事項
- (2) 公害防止協定の協定値を超えた場合等の設置に関する事項
- (3) 主要施設の変更に係る事項
- (4) その他運営協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員16人以内で組織する。

2 運営協議会に会長1人、副会長2人を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、運営協議会の業務を統括し、会議を招集する。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 八穂クリーンセンター運営協議会規則

制定 平成14年3月28日

改正 平成17年4月1日

改正 平成18年3月29日

(目的)

第1条 この規則は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会設置条例（平成14年海部地区環境事務組合条例第5号）第6条の規定に基づき、海部地区環境事務組合（以下「組合」という。）八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 運営協議会は、次の委員をもって構成する。

(1) 組合管理者、副管理者及び弥富市長

(2) 鍋田自治会8人

(3) 学識を有する者

2 学識を有する者は、組合管理者が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の異動が生じた場合には、新たに委員となった者は、14日以内にその住所氏名を運営協議会事務局に通知する。

5 委員が、任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、都合により代理の者を出席させることができる。

7 運営協議会は、必要に応じ、委員の推薦する学識を有する者を専門委員に任命し、会議に加えることができる。

8 運営協議会は、必要に応じ専門部会を設ける。

9 運営協議会に事務局を設け、八穂クリーンセンター内に置く。

(役員)

第3条 会長は、学識を有する者を選任する。

2 副会長は、前条第1項第1号の組合側委員から1人、前条第1項第2号に規定する鍋田自治会役員から1人をそれぞれ選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員の任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年2回開催する。

3 臨時会は、委員3人以上から請求があったときは、7日以内に開催する。

4 議長は、会議開催の都度、委員の互選により選出する。

5 会議は、委員の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 会議の議事については、議事録を作成し、議長の議事録署名を経た後、これを事務局に保管する。

(報告)

第5条 組合は、会議にあたって、排ガス、排水などの測定結果、八穂クリーンセンターの操業に関する事項、運営協議会が必要と認めた事項を報告しなければならない。

(経費)

第6条 運営協議会の経費は、組合の負担とする。

(その他必要事項)

第7条 その他、運営協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(4) 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）は、地区住民の健康を守り快適でかつ良好な生活環境の保全を図るため甲が津島市大字津島字新開84番地に更新する海部津島衛生組合第1事業所（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、次の事項について協定を締結する。

（基本理念）

第1条 甲は、施設の運営に当たっては、公害関係法令に定める事項を遵守し、公害防止に努めるものとする。

（受入れ処理の対象）

第2条 甲が受け入れ処理するものは、組合構成自治体の区域内で発生する生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）に限るものとする。

（緑化対策及び環境美化）

第3条 甲は、第1事業所敷地内の美化に努めるとともに、諸施設周辺に緑地を設けるものとする。

（測定及び記録）

第4条 甲は、排出水の水質状況を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

甲は、大気（煤煙）、騒音、振動及び悪臭を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

（資料の提出及び調査）

第5条 甲は、乙から施設の利用及び処理の状況その他必要な事項に関して資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が事業所敷地内の立ち入りを要求した場合は、これに応ずるものとする。

（苦情の処理）

第6条 甲は、乙から事業所の運営に関する苦情の申し出があった場合は、事実関係の調査を行い、乙と協議のうえ善処するものとする。

（管理基準）

第7条 甲は、施設の運営に当たり、この地域の生活環境保全を考慮し、別に定める施設運転管理基準値等を守るものとする。

2 甲は、法令の改正等に伴い前項の基準値等を改定しようとするときは、その都度乙と協議するものとする。

（構成自治体の長の責務）

第8条 甲の管理者は、構成自治体の長と連絡を密にして、甲の処理区域内の適正な収集、運搬体制の確立並びに搬入業者等に対する必要な指導者について十分協議し、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に全力を期するものとする。

（その他）

第9条 甲と乙は、この協定に定めない事項その他疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれにおいて記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成8年2月2日

（署名省略）

※ この協定書は、平成8年に海部津島衛生組合において締結し、海部地区環境事務組合に継承している。

(5) 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書細目事項

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）との間で平成8年2月2日締結した海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を実施するための細目事項は、下記のとおりとする。

記

- 1 協定書第4条の測定方法は、手分析及び自動測定器によるものとし、項目別の測定回数及び測定方法は、別表1のとおりとする。ただし、供用開始後（段階的供用開始の場合を含む。）測定値が安定するまでの間、必要に応じて測定回数を増加させるものとする。なお、手分析等の方法は、関係法令に定める手法とする。
- 2 協定書第5条第1項の提出資料の項目は、処理水の排水状況に関するもの、**煤煙**、騒音、振動及び臭気に関するものとする。
- 3 協定書第7条第1項に定める施設運転管理基準値は、別表2のとおりとする。
- 4 甲は、放流水の水質、**煤煙**、騒音、振動及び臭気（甲に起因するものに限る）が、施設運転管理基準値を上回ったときは、その原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
- 5 測定値が3年以上継続して施設運転管理基準の1/10以下の範囲にある細目については、甲乙協議のうえ測定回数を減免することが出来るものとする。

※ この協定細目事項は、海部地区環境事務組合に継承している。

別表 1 項目及び測定回数

項目	細目	測定回数（内訳：測定回数）	測定方法
水質	水素イオン濃度（pH） 生物化学的酸素要求量（BOD） 浮遊物質（SS）、大腸菌群数 化学的酸素要求量（COD） 色度 T-N、T-P 透視度	連続 1回/週 2回/週 連続（1回/週） 1回/週 1回/週 1回/週	自動測定器 手分析 手分析 自動測定器 手分析 手分析 手分析
煤煙	ばいじん量 硫黄酸化物 窒素酸化物	2回/年（2回/年） 2回/年 2回/年（2回/年）	手・自動 手・自動 手・自動
騒音・振動・臭気	騒音・振動	1回/年	自動測定器
	臭気 アンモニア 硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル トリメチルアミン アセトアルデヒド スチレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	2回/年	手分析

（注）測定は、原則として組合が行うものとする。

別表 2 規制基準及び施設運転管理基準

項目	細目	規制基準	施設運転管理基準
水質	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数 化学的酸素要求量 色度 全窒素 (T-N) 全リン (T-P)	5.8以上8.6以下 日間平均20mg/L以下 日間平均70mg/L以下 日間平均3,000個/cm ³ 以下 日間平均50mg/L以下 — 日間平均60mg/L以下 日間平均8mg/L以下	5.8以上8.6以下 日間平均10mg/L以下 日間平均5mg/L以下 日間平均3,000個/cm ³ 以下 日間平均15mg/L以下 30度以下 日間平均10mg/L以下 日間平均1mg/L以下
大気	ばいじん量 (連続炉) 硫黄酸化物 窒素酸化物	0.2g/m ³ N以下 K値9以下 200ppm以下	0.2g/m ³ N以下 K値9以下 200ppm以下
騒音	昼間 (8～19) 朝夕 (6～8、19～22) 夜間 (22～6)	60dB以下 55dB以下 50dB以下	60dB以下 55dB以下 50dB以下
振動	昼間 (7～20) 夜間 (20～7)	65dB以下 60dB以下	65dB以下 60dB以下
悪臭	アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル アセトアルデヒド スチレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	5ppm以下 156m ³ N/h以下 0.2ppm以下 6.24m ³ N/h以下 0.07ppm以下 2.18m ³ N/h以下 0.01ppm以下 0.2ppm以下 0.1ppm以下 0.5ppm以下 2ppm以下 0.2ppm以下 0.006ppm以下 0.004ppm以下 0.01ppm以下	1ppm以下 0.14m ³ N/h以下 0.02ppm以下 0.005m ³ N/h以下 0.005ppm以下 0.0019m ³ N/h以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下 0.05ppm以下 0.4ppm以下 0.03ppm以下 0.001ppm以下 0.0009ppm以下 0.001ppm以下

1 規制基準について

公害関係法令の基準値を示す。

2 施設運転管理基準について

水質は排出水、大気は排出ガス、騒音・振動及び悪臭は敷地境界線上において判定する。

あ行

・ アセス

環境影響評価（環境アセスメント）の略で、事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的に、より望ましい事業計画を作り上げていこうとする制度です。

・ 伊勢湾総量規制

汚染物質の排出総量を許容限度以下に規制することです。人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（伊勢湾）の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源について、汚濁負荷量の削減対策を進める制度であり、水質汚濁防止法に基づき実施されています。

・ 塩化水素

大気汚染物質有害5種のうちの1つで、無色の気体です。金属を腐食する性質があり、多量に吸入すると咽頭部のけいれんや肺水腫が起き、非常に危険です。また、眼や皮膚の組織にも強烈な刺激を与え、失明を起こすこともあります。

・ 遠心分離機

遠心力を利用して、混合している液体と固体を分離したり、またはろ過する機械です。水分を含んでいる洗濯物から水分を取り除くために、電気洗濯機に付属している回転する円筒（脱水機）も遠心分離機の一つです。

・ オーバーホール

機器を分解、清掃、検査し、不具合箇所を交換して再度組み立てることです。

か行

・ 化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demandの略）

代表的な水質の指標です。水中の被酸化物質が一定条件の下で酸化剤によって酸化されるのに要する酸素量です。

・ 攪拌ブロワ

汚泥の処理工程で汚水が沈降又は分離を防ぐために空気を送る機械です。

・ 活性炭

黒色の炭素質物質で、色素やガスを吸着する性質があります。

・ カレット

ガラス製品をリサイクルする為に、破碎した状態のガラス屑です。

・ 夾雑物除去装置

し尿浄化槽汚泥に含まれる紙、布、ビニールなどの水処理に不適当な物を取り除く装置です。

- ・ **減容化**

廃プラスチックなどを圧縮して容積を減らし、同時に取り扱いやすいように結束（こん包）することです。減容化することで輸送効率を向上し、リサイクルコストやエネルギーの低減につながります。また、保管場所のスペースも少なく済みます。

- ・ **減量化**

ごみ等の排出量を減らすことです。具体的には食べ残しを減らす、水切りにより生ごみの排出量を減らす、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

- ・ **好気性酸化方式**

酸素を好む好気性微生物が有酸素状態でし尿浄化槽汚泥中の有機物を分解する方法です。

- ・ **公債費**

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいいます。

- ・ **小型廃家電**

廃棄された家庭用小型電気製品の通称です。

さ行

- ・ **資源化**

廃棄物又は施設での残渣類を再資源化し、新たな製品の原料として利用することです。

- ・ **し渣**

し尿浄化槽汚泥に含まれていた紙、布、ビニールなどをいいます。

- ・ **集じん灰**

焼却により生じる排ガス中に含まれる飛灰をろ布に通して集めたものです。

- ・ **受水槽**

処理施設で使用する工業用水を安定給水するために貯留する槽です。

- ・ **焼却残渣**

ごみ焼却施設から最終的に排出される残渣であり、焼却灰や集じん灰の総称をいいます。

- ・ **消化方式**

消化方式のうち嫌気性消化方式のことで、メタンと二酸化炭素に分解する方法です。

- ・ **水素イオン濃度**（pH：Potential Hydrogen, Power of Hydrogenの略）

pH7を中性とし、これより高い値をアルカリ性、低い値を酸性といいます。

- ・ **スクリーンプレス**

ドラムスクリーンで取り除いたし渣（紙、布、ビニール）などの水分を減らす機械です。

- ・ **生物化学的酸素要求量**（BOD：Biochemical Oxygen Demandの略）

水中の物質を好気性の微生物が分解する際に消費される溶存酸素量のことで、

- ・ **全窒素**

水中の無機性窒素（アンモニア性窒素、亜硝酸性及び硝酸性窒素）及び有機性窒素（蛋白質はじめ種々の有機化合物の窒素）の総量で、富栄養化に関与します。

- ・ **全リン**

水中の無機体りん（りん酸イオン、ポリりん酸類、メタりん酸類等）及び有機体りん（りん脂質、りん蛋白質等）の総量で、富栄養化に関与します。

- ・ **全連続燃焼式**

24時間稼働で焼却を行う方式です。

た行

- ・ **ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの3種類の有機塩素化合物をいいます。環境中で分解しにくく、生体内の脂質に蓄積されやすく、発がん性、免疫毒性、生殖毒性、催奇形性などの毒性があるとされています。

- ・ **大気汚染物質**

ばい煙、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、有害大気汚染物質などがあります。

- ・ **脱水汚泥**

し尿浄化槽汚泥に化学薬品（高分子凝集剤）を加え遠心分離機で固液分離した固形物です。

- ・ **脱窒素処理方式**

活性汚泥法的一种で、BODだけでなく窒素を処理することも主目的とする処理法です。

- ・ **貯留曝気槽**

し尿浄化槽汚泥をエアレーションし、次の処理工程に移送するまで貯めて置く槽です。

- ・ **特殊反応助剤**

ろ過式集塵機のろ布をコーティングして保護するために使う薬剤です。

- ・ **トラックスケール**

車両の重量を測定するための大型の秤です。

- ・ **ドラムスクリーン**

夾雑物除去装置の一部で1ミリ幅のスクリーンが低速回転し、し渣（紙、布、ビニール）と污水に分ける装置です。

な行

- ・ **熱灼減量測定**

ごみ焼却施設の維持管理基準及び廃棄物の埋め立て基準の1つで未燃分を測定することです。焼却残渣の中に残る未燃物の重量比により表します。

は行

- ・ **煤煙**

大気汚染防止法では硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物）、特定有害物質が規定されています。

- ・ **ばいじん**

燃焼排ガスに含まれる粉体、煤（すす）及び飛散灰等をいいます。

- ・ **破碎鉄**

破碎機にかけた後、磁選機を用いて回収した鉄分です。

- ・ **バッチ炉**

固定式の火格子の炉で、ごみを投入して燃焼が終わると灰をかき出し、また次のごみを投入するという方式の炉です。

- ・ **浮遊物質**量（SS：Suspended Solidsの略）

水中に浮遊する粒径 2 mm 以下の不溶解性物質の濃度で、単位はmg/Lで表わします。

- ・ **分離液槽**

遠心分離機でし尿浄化槽汚泥を固形物と液体に振り分けた液体を貯めて置く槽です。

ま行

- ・ **膜分離高負荷脱窒素処理方式**

微生物に、アンモニアや腐りやすい物資などを食べさせて、水で薄めず処理します。膜分離装置では生物処理の固液分離を行います。

ら行

- ・ **流動焼却装置灰ホッパー**

脱水汚泥を燃焼した灰を貯めて置く場所です。

(7) 単位・記号の解説

※測定結果等で使用されている単位・記号の説明をしています。

- ・ g/m^3 、 mg/m^3

0℃、1気圧の気体1立方メートル（1立方メートル）あたりの物質の重量です。

- ・ m^3/h

1時間あたりに流れる気体の容量です（立方メートル数）。

- ・ $\text{ng} - \text{TEQ}/\text{m}^3$

TEQは毒性等量といい、ダイオキシン類の毒性を各異性体の量にTEF（毒性等価係数）を掛けて2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（TeCDD）の量に換算して表したもので、それを1立方メートルあたりのng数（10億分の1）で示したものです。

- ・ ppm （Parts Per Millionの略）

濃度を表す単位で、100万分の1を表します。

- ・ m （ミリ：milliの略）

10^{-3} 。1000分の1を表します。

- ・ μ （マイクロ：microの略）

10^{-6} 。100万分の1を表します。

- ・ n （ナノ：nanoの略）

10^{-9} 。10億分の1を表します。

- ・ p （ピコ：picoの略）

10^{-12} 。1兆分の1を表します。

組 合 概 要

編集・発行	海部地区環境事務組合 〒496-0071 愛知県津島市新開町二丁目212番地 TEL 0567-28-3810 FAX 0567-28-3809
ホームページアドレス	http://www.atkankyo.or.jp/
発行年月	令和6年8月